

原 議 保 存 期 間 3 年  
(平成18年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長  
警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿  
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 交 企 発 第 8 1 号  
平 成 1 5 年 3 月 3 1 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長

### バイク便事業者等に係る交通安全対策の推進について

平成14年中の交通事故件数は、平成2年以来12年ぶりに減少に転じたが、自動二輪車が第一当事者となる交通事故件数は20,392件(前年比95件増)で平成13年を上回り、中でも事業用自動二輪車(貨物軽自動車運送事業に使用する自動二輪車をいう。)が第一当事者である交通事故件数は144件に上り3年間で約2倍に増加した。

また、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。)が本年4月1日から施行されるが、信書便法第2条第7項第2号に規定する信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務を提供する特定信書便事業については、「バイク便」「自転車便」等と呼ばれる自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を使用して貨物を運搬する事業者が参入することが予想される。

こうした情勢を踏まえ、各都道府県警察にあっては、下記により、自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を使用して貨物の輸送又は信書の送達を行う事業者(以下「バイク便事業者等」という。)に係る交通安全対策の推進について、遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 1 実態の把握

管内に事業所を置くバイク便事業者等、その使用する車両の台数(バイク便事業者等においては、その従業者が持ち込む車両を当該事業に使用する例が多く見られることから、持ち込み車両を含む場合はその台数を含む。) 車両の運転に従事する従業者数、車両の運転に従事する従業者の乗務時間及び休憩時間等について、実態の把握に努めること。

なお、当分の間、バイク便事業者等に係る交通事故については、その数、態様、それらの変化を把握することができるようにされたい。

## 2 安全運転管理者等の選任及び安全運転管理者等による的確な業務の実施

道路交通法第74条の2の規定により安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任する必要があるバイク便事業者等に対しては、その選任及び都道府県公安委員会への届出を確実に行わせるとともに、安全運転管理者等によって自動車の安全な運転に必要な業務が的確に行われるように指導すること。

## 3 交通の安全に関する自主的な取組みの促進

管内のバイク便事業者等に対して、無事故無違反コンテスト等への積極的な参加、バイク便事業者等の従業者を対象とした安全運転講習会、バイク教室、自転車教室等の交通安全教育の効果的な実施等を勧奨し、バイク便事業者等による交通の安全に関する自主的な取組みを促進すること。